

令和元年7月9日

新見市長 池田 一二三 様

新見市水道事業運営審議会  
会長 中川 和洋

健全な水道事業の運営について（答申）

平成30年9月24日付け、新上水第42号で諮問のあったこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

## 答 申

新見市の水道事業は、市民生活や社会経済活動にとって、欠くことのできないライフラインであり、高梁川を源流とする清く、きれいな原水を取水し、安全・安心な水を安定供給している。

近年、水道事業を取り巻く状況は、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大、少子高齢化による人口減少や節水意識の高揚に起因する使用水量の低下による料金収入の減少など、更なる経営改革を推進する必要がある。

また、国は、簡易水道事業を上水道事業に統合するよう推進するとともに、令和元年度末までの統合に併せ、人口3万人以上（平成22年国勢調査人口）の水道事業に対し、公営企業会計に移行するよう求めている。

こうした中、新見市の将来の財政シミュレーションによる試算（令和元年度から令和15年度までの15年間）では、令和2年度に簡易水道を上水道に経営統合し、令和4年度に現状の上水道料金に統一後、政策として基準外繰入金による財政支援を行っても令和15年度には、資金残高がマイナスになる見込みである。

このような財政状況を改善するには、より一層の経費の節減など経営努力を行う必要があるものの、今後の厳しい経営状況に対しては抜本的な解決に至らない状況である。

また、将来にわたり安全・安心で良質な水を安定的に供給するには、収支バランスが重要である。このため、水道事業の健全な運営には、水道料金の見直しが必要であることから、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 水の安定供給

将来にわたり安全・安心で良質な水を安定的に供給するためには、効率的な運営と財政基盤の強化が重要である。また、水は、市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、未曾有の災害にも強い水道施設の構築に努める。

#### 2 建設改良費

上水道事業及び簡易水道事業ともに、将来、主要な施設等の更新が必要なことから、設備・施設・管路の事業費について、過去の投資額を参考に、上水道事業及び簡易水道事業の資産管理（アセットマネジメント）結果に一定の掛け率を乗じた金額とする。

(1) 上水道事業は、令和3年度まで市計画数値とし、令和4年度から資産管理による更新費用の60%とする。

(2) 簡易水道事業は、令和2年度から資産管理による更新費用の35%とする。

### 3 企業債発行額

上水道事業の企業債発行額は、新見市の計画があるものを除き、令和2年度から建設改良費の90%、令和4年度から建設改良費(上記2(1)資産管理による更新費用の60%)の50%を上限とする。

簡易水道事業の企業債発行額は、新見市の計画があるものを除き、令和2年度から建設改良費(上記2(2)資産管理による更新費用の35%)の70%を上限とする。

### 4 一般会計繰入金

地方公営企業法等の法令に定める経営に関する基本原則である独立採算制を堅持しながら、水道事業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、公営企業繰入金である基準内繰入金を計上する。

しかし、簡易水道の区域は、中山間地域のため地理的条件から施設の効率化には限界があり、その維持管理には多額の経費が見込まれ、経営基盤も脆弱なものとなっている。このため、急激な住民負担増にならないよう、社会経済情勢の推移及び水道事業の実態を勘案し、一般会計からの基準外繰入金による財政支援を行うよう配慮する。

### 5 資金残高

資金残高は、災害等の有事に備え、水道事業の経営の安定化目標として、令和15年度決算において、年間の料金収入の80%を保持する。

### 6 料金改定率

料金改定率は、急激な住民負担増に配慮し、一般会計からの基準外繰入金による財政支援を行った上で、令和15年度決算において、年間の料金収入の80%を保持する目標を達成するため、令和6年度までに簡易水道の料金体系を上水道に統一し、さらに、上水道、簡易水道ともに10.8%引き上げる料金改定を基本とする。

### 7 料金改定の方法

料金改定の方法は、3パターンで審議した。

改定方法は、度々の料金改定や急激な料金の値上げなどによって、市民生活に支障をきたさないよう、令和4年度に簡易水道の料金体系を上水道の料金体系に統一し、令和6年度に上水道、簡易水道ともに10.8%引き上げる料金改定を基本とする。

### 8 料金体系の改定

料金体系の改定は、基本料金と超過料金の改定割合6パターンで審議した。

少量利用者などにも配慮し、負担の公平性の観点からバランスよく料金の徴収が可能な現行の上水道料金の基本料金、超過料金に一律10.8%引き上げる料金改定を基本とする(別表1参照)。

## 9 付帯意見

### (1) 水道料金の見直し

水道料金の見直しは、将来の財政シミュレーションによると、令和10年度頃から資金残高の減少が大きくなることから3年を目処に検証すべきであり、料金体系を含め今後の検討事項とされたい。

### (2) 加入負担金の見直し

加入負担金の見直しは、改定に伴う明確な理由を付すため、慎重に審議する必要があることから、今後の検討事項とされたい。

### (3) 経営改革

将来にわたり安定した給水を行う必要があるが、給水人口の減少が見込まれる中、新見市の水道事業の規模にあった施設の更新・耐震化対策を計画的に実施していく必要がある。

このため、公営企業として可能な限り事業の効率化や経費削減により、少しでも水道料金の値上げを抑制し、市民が納得できるよう努力されたい。

また、過疎化・少子高齢化が進む中山間地域で、給水人口も上水道と簡易水道が、ほぼ同じであるなど、事業の効率化には限界がある。水道事業の経営を少しでも改善させるため、施設の更新などに伴う国庫補助金の採択基準や一般会計からの繰出基準の緩和等の財政支援が得られるよう国や関係機関等に要望されたい。

### (4) 市民への周知等

水道事業の現状や上水道と簡易水道の統合に伴う料金改定の必要性について、市民への理解が得られるよう、市広報紙、ホームページ、新聞・テレビ等のマスコミ、総代会等を利用するなど積極的な広報活動を実施されたい。